


鶴岡市狩猟免許取得支援事業の概要

鳥獣による農作物被害の減少及び人身被害の防止を図るため、有害鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許の取得に要する経費に対し補助金を交付するものです。

補助対象者 及び 交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ●第一種銃猟免許又はわな猟免許を取得しようとする者 ●猟友会員として有害鳥獣捕獲等に從事しようとする者 ●市内に住所を有する者 ●納期限の到来した市税を完納している者 	
補助対象 経費	<p>(1) 第一種銃猟免許又はわな猟免許取得に係る経費 (上限6,600円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①狩猟免許初心者講習会の受講料 【山形県猟友会】 ②狩猟免許試験の受験申請料 【庄内総合支庁】 ③添付書類必要経費 【診断書、証明写真】 <p>(2) 銃砲所持許可に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ①猟銃等初心者講習会の受講料 【鶴岡警察署】 ②教習資格認定の申請料 【鶴岡警察署】 ③添付書類必要経費 【診断書、戸籍抄本、住民票、身分証明書】 ④猟銃用火薬類譲受許可の申請料 【鶴岡警察署】 ⑤射撃講習の受講料 【羽黒射撃場】 ⑥弾譲受必要経費 【弾代】 ⑦銃砲所持許可の申請料 【鶴岡警察署】 ⑧添付書類必要経費 【診断書、戸籍抄本、住民票、身分証明書】 ⑨銃及び弾の保管庫・消耗品【保管庫・消耗品】 <p>(3) 猟友会の入会に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ①大日本猟友会 ②山形県猟友会費 ③山形県猟友会支部会費及び分会費 	<p>(2)と(3)の合計 (上限82,700円)</p>
補助金の額	<ul style="list-style-type: none"> ●補助対象経費合計額の1/2以内 (上限95,900円) <p>※補助金の交付を受けるには、事前に補助金交付申請が必要です。 補助金の交付決定日以降が補助対象経費です。</p>	
申請方法 及び 実績報告	<p>(1) 交付申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ①補助金等交付申請書、事業計画書、収支予算書 ②市税納付状況の照会に係る届出若しくは納税証明書 ③猟友会に入会することを証する書類 <p>(2) 実績報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ①補助事業等実績報告書、収支計算書 ②取得した狩猟免許状及び銃砲所持許可証の写し ③補助対象経費に係る領収書の写し ④猟友会に入会したことを証する書類 <ul style="list-style-type: none"> ●交付申請は狩猟免許取得・銃砲所持許可取得を分割可能 ●実績によって、変更・取り消しの申請書を提出すること 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●猟銃の取得に係る費用及び狩猟者登録費用は補助対象外 ●補助対象経費は、申請年度内の領収書にかぎる ●補助金の請求は、交付額確定通知を受けた後、市の請求書により請求 ●補助金交付対象経費の合計額の20%を超える金額の変更は、変更交付申請が必要 	
申請先	<ul style="list-style-type: none"> ●鶴岡市農林水産部農政課内 (5階) TEL0235-35-1297 (直通) 農政課 中澤・小野寺 	

※交付申請決定から3年経過後、猟友会入会の報告がなかった場合や狩猟免許・銃砲所持許可の取得がなかった場合には、規則第17条第1項の規定により補助金等の返還が生じますので予めご了承ください。